明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二条第一項中「主として」を削り、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第七号、第十二号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十号、第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号に掲げる業務については、百分の四十）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条及び第四条中「主として」を削る。

第五条中「主として」を削り、「百分の五十」の下に「（同項第七号、第十二号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十号、第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号に掲げる業務については、百分の四十）」を加える。

第六条第一号及び第二号中「主として」を削る。

（漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準の一部改正）

第七条　平成十八年金融庁農林水産省告示第二十四号（漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第二条第一項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条及び第四条中「主として」を削る。

第五条中「主として」を削り、「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加える。

第六条第一号及び第二号中「主として」を削る。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部改正）

第八条　平成二十八年金融庁農林水産省告示第三号（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十三条の六の四第一号」を「第十三条の六の四第一号イ」に、「平成十八年金融庁告示第九十二号（銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）」を「銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）」に改める。

第三条中「第十三条の六の四」を「第十三条の六の四第一号イ」に、「平成十八年金融庁告示第九十二号」を「銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等」に改める。

第十三条中「第十四条の八第四号」を「第十四条の八第一項第四号」に改める。

第十五条中「第五条の二第二項第一号」を「第五条の二第二項第二号」に改める。

第十六条の見出し中「主として」を削り、同条中「第十六条の二第十項」を「第十六条の二第十一項」に、「主として特定承継会社、その子会社その他これらに類する者」を「特定承継会社等」に、「平成十四年金融庁告示第三十四号（銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）」を「銀行法第十六条の二第十一項及び第五十二条の二十三第十項並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準（平成十四年金融庁告示第三十四号）」に改める。

第十七条の見出し中「主として」を削り、同条第一号及び第二号中「主として」を削り、「平成十四年金融庁告示第三十四号」を「銀行法第十六条の二第十一項及び第五十二条の二十三第十項並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準」に改める。

第十八条中「平成十年金融監督庁告示第九号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）」を「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年大蔵省金融監督庁告示第九号）」に改める。

第十九条の表第一項第二号の項中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

第二十条及び第二十一条中「平成十年大蔵省金融監督庁告示第九号」を「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（子会社対象銀行等から除かれる会社が専ら営む業務）

第二十一条の二　規則第十七条の四の二第二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第二十二条中「第十六条の三第五項」を「第十六条の四第五項」に改める。

○金融庁農林水産省告示第二号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）第百条の三第三項の規定に基づき、同項に規定する再建計画の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合を次のように定め、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から適用する。

平成二十九年三月二十四日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　山本　有二

農林中央金庫法施行規則第百条の三第三項の農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）第二条の二第五項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月（本体一、六四一円）（本体一、五二〇円）　本号一部（本体三九〇円）　四二〇円（配送料別）